

# 牛肉のトレーサビリティと 牛の個体識別

農林水産省消費・安全局

1. BSEについて

2. 牛トレーサビリティ制度について

3. 生産情報公表牛肉のJAS規格  
について

1. BSEについて

2. 牛トレーサビリティ制度について

3. 生産情報公表牛肉のJAS規格  
について

## BSEとは

- 症状** 牛の疾病で、長い潜伏期間後、神経症状（1986年にイギリスで発生）
- 原因** 異常プリオンが入った飼料の摂食
- 診断法** 脳（延髄）からの異常プリオンの検出
- 予防法** 牛に肉骨粉などの異常プリオンを含む可能性のあるものを与えないこと

## 海外におけるこれまでのBSE発生状況

国名	発生頭数	発生年
イギリス	183,191	1986
アイルランド	1,325	1989
フランス	849	1991
スペイン	354	2000
ドイツ	273	1992
イタリア	88	1994
オランダ	64	1997

上記の他世界16カ国(計23カ国)で発生

出典: OIEホームページ

# 我が国におけるこれまでのBSE発生状況

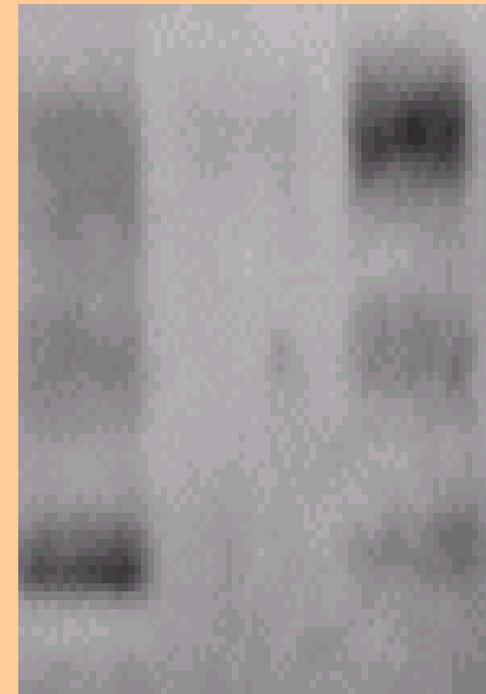
6

	飼養地(出生地)	出生時期(月齢)
1	千葉県(北海道)	8年 3月 (65)
2	北海道	8年 4月 (67)
3	群馬県	8年 3月 (68)
4	北海道	8年 3月 (73)
5	神奈川県	7年12月 (80)
6	和歌山県(北海道)	8年 2月 (83)
7	北海道	8年 3月 (81)
8 <small>(非定型的)</small>	福島県(栃木県)	13年10月 (23)
9	広島県(兵庫県)	14年 1月 (21)

## 非定型的なBSEの確認

- ・8例目は、専門家会議が、「非定型的なBSE」と判断
- ・様々なタイプがあることは自然なことで、防疫措置は従来同様に必要とのこと

ウェスタンブロットティング像



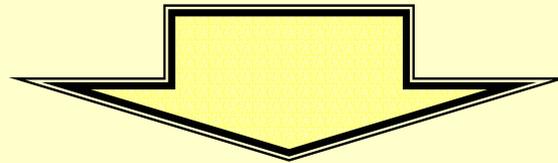
非定型



従来型

## 牛肉の安全性の確保

- 1 と畜場で、全ての牛にBSE検査を実施
- 2 さらに、検査で陰性であっても、特定危険部位(脳など)は除去



安全な牛肉のみ流通

# BSEの新たな感染を防止するための措置

9

## BSEの患畜が特定された場合

- ・患畜などの焼却
- ・同居牛の特定と移動制限
- ・疑似患畜の特定と検査・焼却
- ・給与飼料など感染源の調査

## 感染経路の遮断

- ・肉骨粉の輸入・製造及び牛への給与禁止

1. BSEについて

2. 牛トレーサビリティ制度について

3. 生産情報公表牛肉のJAS規格  
について

## 牛トレーサビリティ制度創設の背景

平成13年9月：国内でBSEが発生

⇒牛肉の消費が急激に減少  
⇒「安全」と「安心」の確保が急務

安全の確保

特定危険部位（脳など）の除去や  
全頭検査など

安心の確保

科学的知見の蓄積や生産・流通  
過程の透明性確保など  
⇒EUはトレーサビリティ制度を導入

## 食品のトレーサビリティ

### トレーサビリティとは

- ・原材料の出所や製造元・販売先などの記録により、**食品の情報を把握できるようにする仕組み**  
**トレーサビリティ：追跡可能性と訳される**

### トレーサビリティのねらい

- ・問題が生じた際の**原因究明**や**食品の追跡・回収**
- ・食卓から農場までの経路を明らかにすることで、**食品の安全性や品質、表示に対する信頼**を確保

## 食品のトレーサビリティシステムの取組

	法制度	対象	記録する情報
牛トレーサビリティ制度	有 義務	特定牛肉 国産牛肉	生年月日、性別、種別、飼養地、管理者など
生産情報公表牛肉JAS規格	有 任意	牛肉 輸入牛肉 も含む	(上記情報) 飼料、医薬品など
<u>食品トレーサビリティシステム</u>	無 自主的取組に対する支援	<u>食品全般</u> 国産牛肉 以外	生産者、事業者が自主的に設定

## 牛肉について義務化が必要となった理由

### BSEのまん延防止措置の的確な実施

BSEの患畜発生時における、迅速かつ的確な  
関連牛の特定及び所在地などの把握

### 牛肉に対する消費者の信頼(安心)の確保

牛肉にかかる牛の個体識別情報の提供などによる  
牛肉の生産過程の透明性などの確保

## 牛の個体識別の取組

### 牛の個体識別システム

- ・ 牛に耳標を装着し、個体識別番号でその牛の情報を管理するシステム
- ・ 牛肉のトレーサビリティーの基礎

## これまでの取組

- |           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 1997年 4 月 | モデル事業開始                           |
| 2001年 9 月 | BSE発生                             |
| 10月       | すべての牛の個体識別のための緊急事業開始              |
| 2002年 6 月 | すべての牛への耳標装着完了                     |
| 7 月       | BSE特措法制定                          |
| 10月       | 牛の個体識別情報の提供開始                     |
| 2003年 2 月 | 牛の個体識別に加え牛肉のトレーサビリティを義務化する法案を国会提出 |
| 6 月       | 公布                                |

# 牛の出生から牛肉の提供までの流れ



# 牛トレーサビリティ制度の概要

牛(生産・と畜段階)

平成15年12月1日から

牛肉(流通段階)

平成16年12月1日から

個体識別番号: 耳標に印字

個体識別番号: 表示・伝達

出生

異動

とさつ

枝肉

部分肉

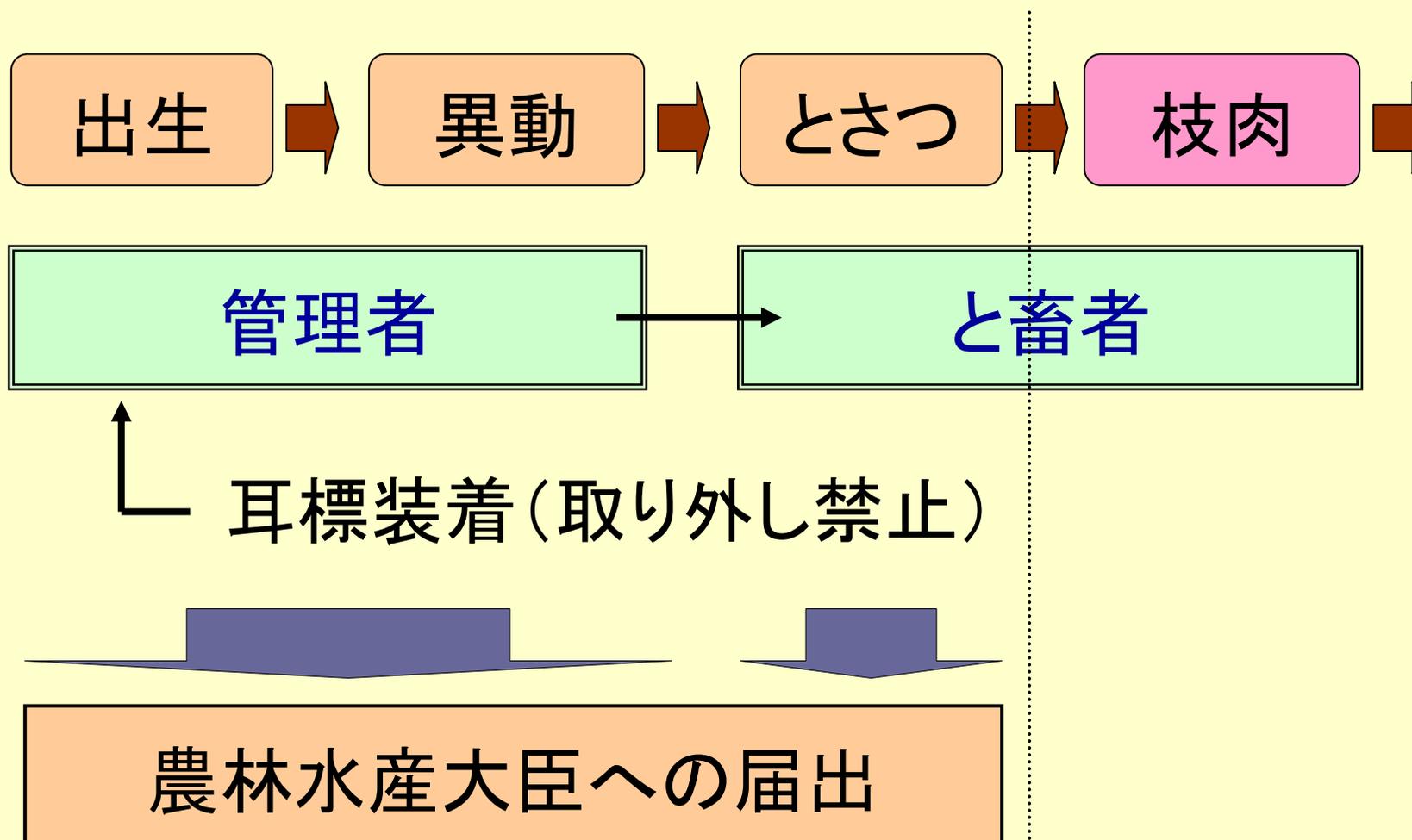
精肉など

管理者

と畜者

販売業者など

## 生産・と畜段階の措置



## 届出などが義務つけられる者

管理者：約13万戸

酪農家・肉用牛農家などのほか、公共牧場や共同育成センターの管理者などが該当

⇒耳標の装着、出生などの届出

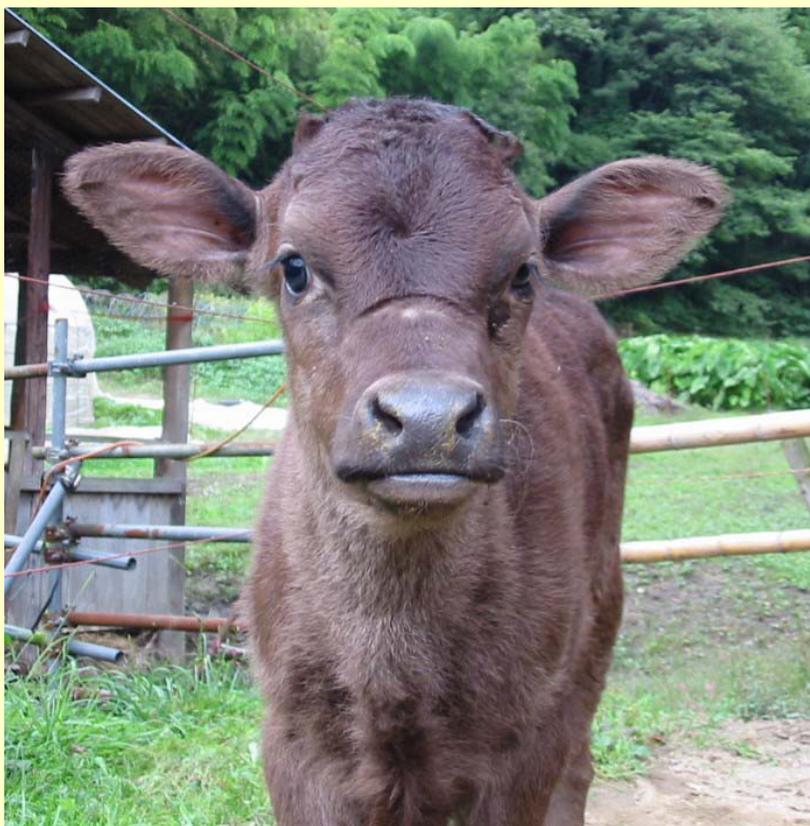
と畜者：約170

牛をとさつする者

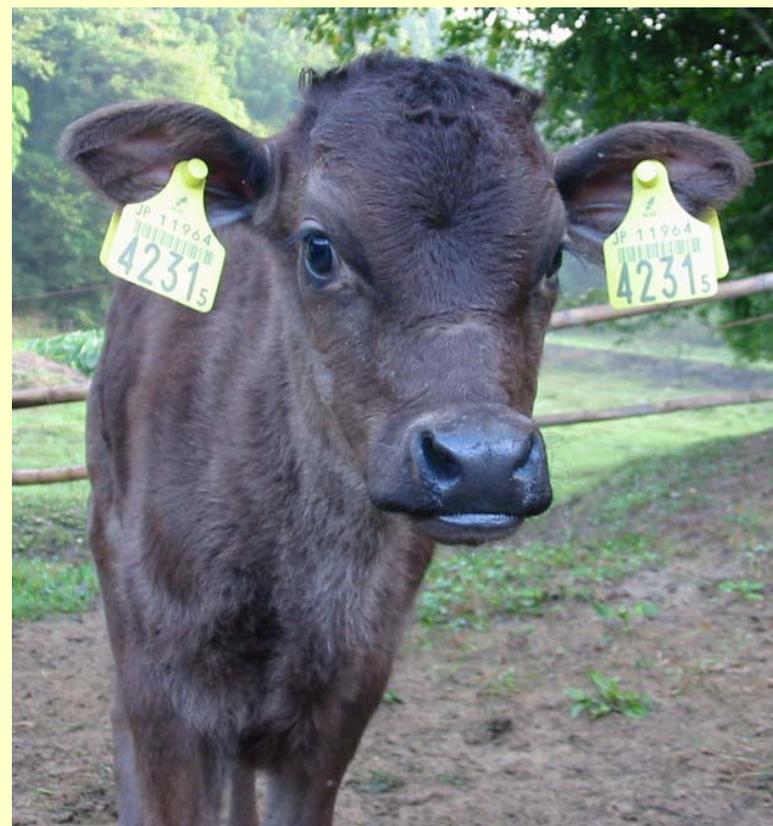
⇒とさつの届出

## 耳標の装着

耳標装着前の子牛



耳標装着後の子牛



## 管理者が行う届出

1. 15年12月1日時点の既存牛の再届出
2. 15年12月1日以降の出生などの届出

- 出生の届出

→出生年月日、雌雄の別、母牛個体識別番号、牛の種別など

- 異動の届出

→譲渡し又は譲受けなどの年月日、相手先など

- 死亡の届出

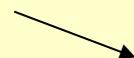
## 管理者による届出の方法

● FAX

● インターネット

● 電話（音声応答システム）

● 農協等による一括報告（専用ソフト）



出生報告カード		農家内整理 No. _____
音声応答報告先電話番号 TEL. (186)0037-80-1777		①
農家コード	<input type="text"/>	
個体識別番号	<input type="text"/> (10桁必須)	
生年月日	平成 <input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <input type="text"/> <input type="text"/> 日 <small>(音声応答報告の場合) 0: 当日 1: 1日前 2: 2日前 3: 3日前 4: 4日以前は和暦で報告</small>	
雌雄の別	1. オス 2. メス	
母牛個体識別番号	<input type="text"/> (10桁必須)	
種別	1. ホルスタイン種    2. ジャージー種    3. 交雑種(肉専用種×乳用種) 4. 黒毛和種    5. 褐毛和種    6. 日本短角種    7. 無角和種 8. 黒毛和種×褐毛和種    10. 和牛間交雑種(8以外)    11. 肉専用種(4~10以外) 12. 乳用種(1及び2以外)	

「雌雄の別」と「種別」の欄は、該当する数字を○で囲んでください。  
\*出生報告は早くて確実な音声応答報告システムをご利用下さい。

## と畜者が行う届出

### 必要な届出

#### ●とさつの届出

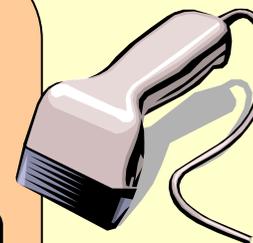
⇒ 個体識別番号、とさつの年月日、譲受けの相手先など

### 届出の方法

#### ●FAX

#### ●ID連携システム

耳標のバーコードを読み取り届出を行うシステム



# 牛の個体識別情報のデータベース(個体識別台帳)

## 個体識別台帳

⇒管理者の氏名など個人情報  
を除き公表

### 個体識別番号

#### 牛の情報

生年月日、種別など  
とさつの年月日、と畜場など

#### 管理者の情報

すべての管理者の氏名、飼  
養施設の所在地など

# インターネットでの検索の方法

<http://www.nlbc.go.jp/>

独立行政法人  
家畜改良センター

National Livestock Breeding Center

牛の個体識別情報  
検索サービス

JAPANESE

ENGLISH

● TOPIC最新情報  
核移植技術情報  
乳用牛能力評価情報  
● 牛の個体識別  
● 種畜検査  
● 種子配布・OECD種子品種証明制度  
● インターブル  
● 品種改良・増殖  
遺伝的能力評価  
乳用牛 [FMSR](#)  
肉用牛 [FMSR](#)  
豚  
鶏  
馬・めん羊等  
実験動物  
種畜等の配布及び貸付  
飼料作物  
ジニアバンク  
● 畜産技術  
牛受精卵移植  
豚受精卵移植  
鶏の胚移植

| [NLBC\\_TOPへ](#) | [TOPIC最新情報](#) | [クローンTopic](#) | [乳用牛評価最新情報](#) | [種畜検査](#) | [種子配布](#) | [インターブル](#) |  
| [品種改良・増殖](#) | [畜産技術](#) | [畜産技術研修](#) | [海外協力](#) | [公表事項](#) | [情報公開](#) | [組織と沿革](#) | [Q&A](#) |  
Copyright (C) 1997 National Livestock Breeding Center, All Rights Reserved  
Produced by NLBC, Plusone Design

\* 携帯電話での検索も準備中

# インターネットを通じた情報公開



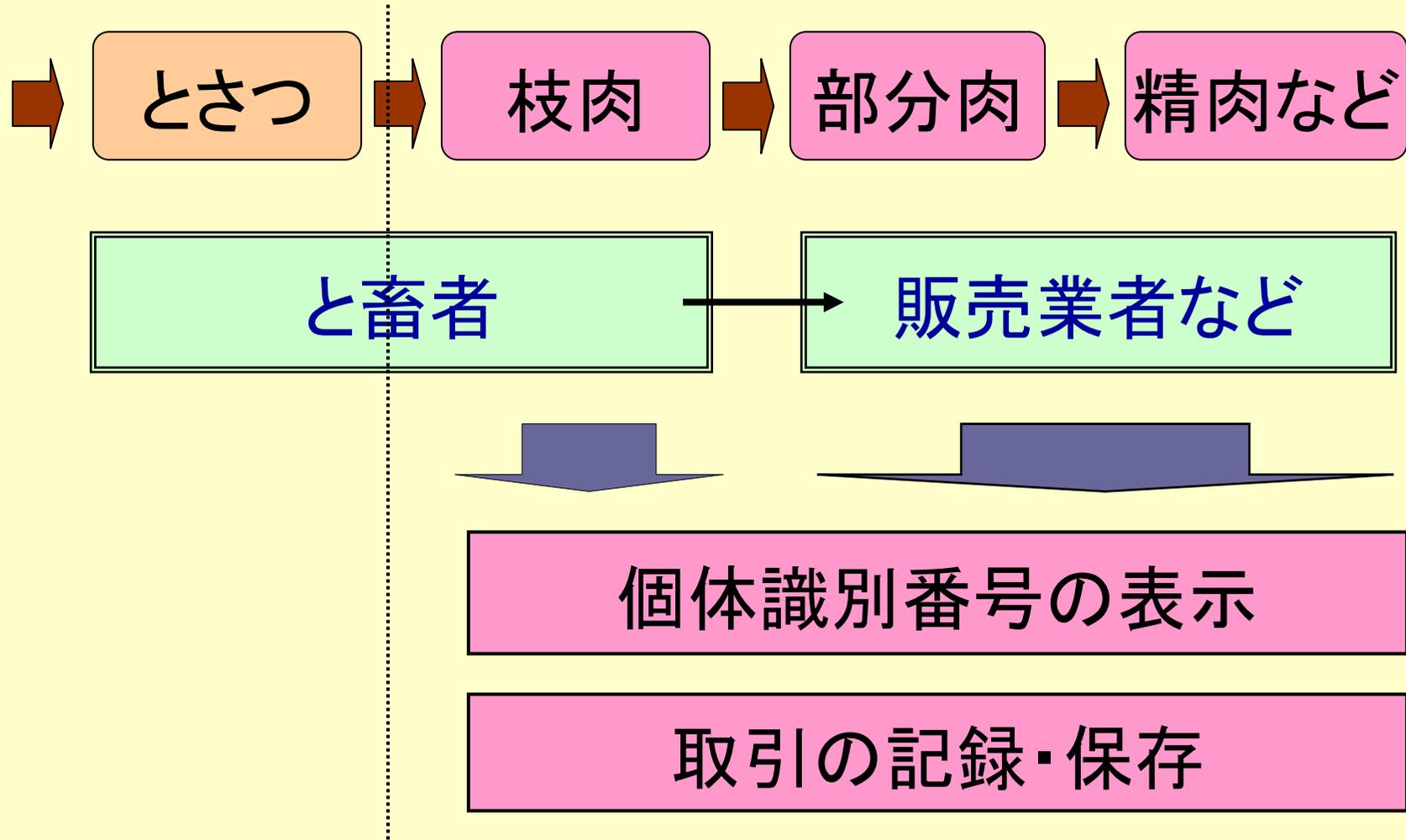
## 牛の個体識別情報

個体識別番号	生年月日	性別	種別	母牛個体識別番号
1234567890	H12.05.21	オス	ホルスタイン種	0000654321

	飼養地	異動内容	異動年月日	住所※	氏名または名称※
1	岩手県	出生	H12.05.21	盛岡市	家畜改良センター岩手牧場
2	岩手県	転出	H12.05.29	盛岡市	家畜改良センター岩手牧場
3	福島県	転入	H12.05.29		
4	福島県	転出	H15.08.08		
5	東京都	搬入	H15.08.08	港区	東京都立芝浦と場
6	東京都	と畜	H15.08.09	港区	東京都立芝浦と場

※ 住所、氏名または名称は本人の同意が得られている場合公表

# 流通段階の措置



## 個体識別番号の表示が必要な牛肉(特定牛肉)

個体識別台帳に記録されている牛から  
得られた牛肉(=国産牛肉)

卸売段階

枝肉や部分肉

〔×内臓や舌〕

小売段階

精肉

〔×ひき肉、×こま切れ、  
×製造・加工品、  
×調理品〕

## 個体識別番号の表示が義務付けられる者

と畜者：約170

牛をとさつする者

⇒特定牛肉への個体識別番号の表示

販売業者：約50.000

卸売業者や小売店、スーパーマーケットなど

⇒特定牛肉への個体識別番号の表示

⇒取引の記録・保存（帳簿の備付け）

特定料理提供業者:約25,000(調査中)

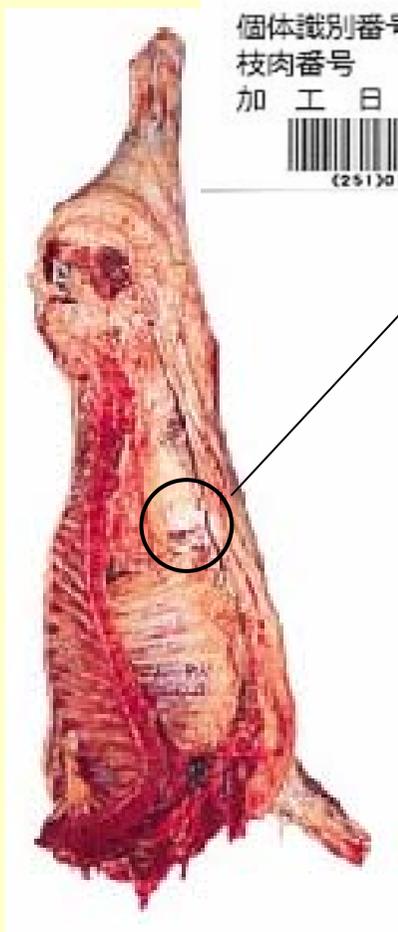
焼肉、すき焼き、しゃぶしゃぶ、ステーキ  
の専門店

⇒特定料理(特定牛肉を主たる材料とするものに限る)への個体識別番号の表示

⇒特定牛肉の仕入れなどの記録・保存(帳簿の備付け)

# 個体識別番号の表示方法

## 枝肉(と畜者)



## 部分肉 (卸売業者)



原産地	品種	品名	
国産	和牛	サーロイン	
 (10)7777(251)88888888(240)666			
品質保持期限 00/00/00	個体識別番号 0100030013	シリアルNO 000001	保存温度 1℃以下
加工年月日 00/00/00	枝肉NO 左3456	重量(kg) 11.1	11.1
 (01)94933333 15210 9(3102)00111(11)020202(21)0005			
加工者：○△食肉センター□県◇市◎123 TEL044・266・1172			

# 精肉(小売店、スーパーマーケット)

## パック



個体識別番号	1196442315		
国産			
和牛	ロースステーキ用		
加工日	消費期限	保存温度	
00.00.00	00.00.00	10℃以下	
			
(10777726)88588358240665			
100g当たり	円	g	円
加工場所	Kコープ〇〇店		
住所	〇〇市〇〇町1丁目1番		
電話	012-845-6789		

## 対面販売

**国産牛肉トレーサビリティ実施店**

お客様に牛肉を安心してご購入いただけるよう  
トレーサビリティの取り組みを実施しています

個体識別番号の見方//プライスカードに表示されている記号の  
国産牛肉の個体識別番号は、下記の同じ記号欄に示したものです

記号	販売している牛の個体識別番号									
<b>A</b>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	4
<b>B</b>	1	3	5	7	9	2	4	6	8	3
<b>C</b>	2	4	6	8	0	1	3	5	7	9

個体識別番号の全国データベースへのアクセス方法  
<http://www.lin.go.jp/>



## 取引の記録・保存(帳簿の備付け)

### 帳簿への記録

仕入れ

個体識別番号、仕入れ年月日、重量など

販売

個体識別番号、販売年月日、重量など  
(注)小売店、スーパーマーケット、焼肉店などは  
不要

### 帳簿の保存

1年ごとに閉鎖し、2年間保存

## 制度を確実に実施するための法律に基づく措置

### 生産・と畜段階

- 立入検査
- 届出義務違反などに対する罰金

### 流通段階

- 立入検査
- 個体識別番号の表示義務違反などに対する是正勧告  
⇒ 改善命令  
⇒ 罰金
- 帳簿の保存の義務違反などに対する罰金

# 牛・牛肉と個体識別番号の一体性の確認

## 生産・と畜段階

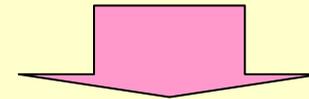
- 牛に個体識別番号を印字した耳標を装着（取り外し禁止）
- 出生や異動などの履歴の公開



牛⇔耳標で一体性確保

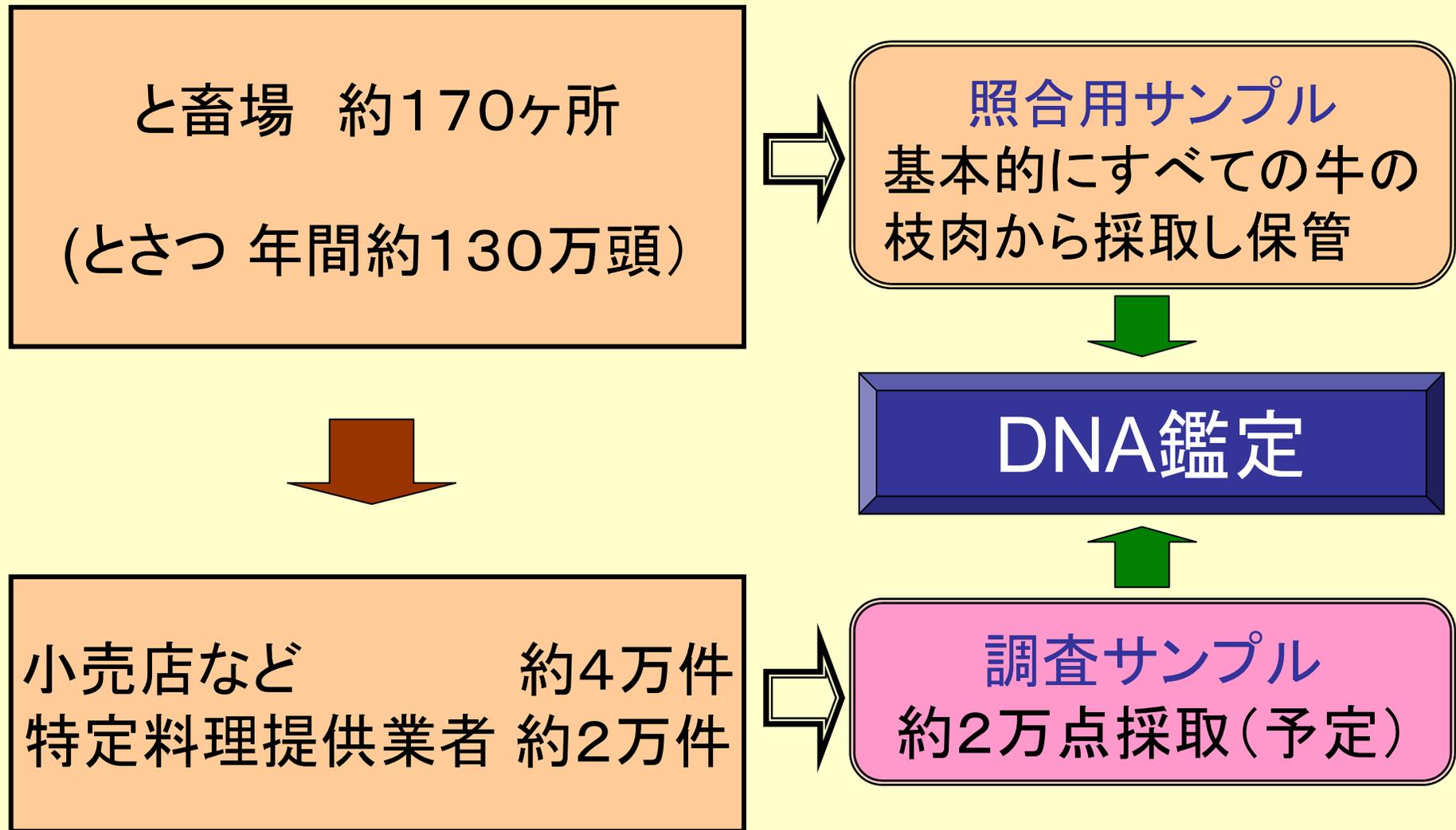
## 流通段階

- 細分化されていく特定牛肉に個体識別番号を表示し伝達
- 取引の記録・保存（帳簿の備付け）



DNA鑑定により  
一体性確保

# 個体識別番号の表示・伝達のDNA鑑定による確認



## 個体識別番号の表示などの開始時期

### 生産・と畜段階

耳標の装着と出生等の届出

平成15年12月1日から

〔この日に既に存在する牛も対象（再届出を実施）〕

### 流通段階

個体識別番号の表示と帳簿の備付け

平成16年12月1日から

〔この日より前にとさつされた牛肉は対象外〕

1. BSEについて

2. 牛トレーサビリティ制度について

3. 生産情報公表牛肉のJAS規格  
について

## 食品のトレーサビリティシステムの取組

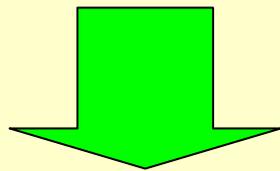
	法制度	対象	記録する情報
牛トレーサビリティ制度	有 義務	特定牛肉 国産牛肉	生年月日、性別、種別、飼養地、管理者など
生産情報公表JAS規格	有 任意	牛肉 輸入牛肉 も含む	(上記情報) 飼料、医薬品 など
食品トレーサビリティシステム	無 自主的取組に対する支援	食品全般 国産牛肉 以外	生産者、事業者が自主的に設定

## 生産情報公表牛肉のJAS規格

- 生産者・販売業者が牛肉の生産情報を正確に記録・保管し、事実どおり公表していることを登録認定機関(第三者機関)が認定
- 本年12月1日に規格を施行
- **今後の流れ**
  - **認定機関の登録**
  - **生産行程管理者・小分け業者の認定**
  - **牛肉にJASマークを貼付・販売**
- ※豚肉についても検討中。農産物について検討予定

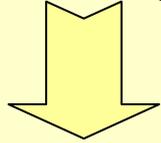
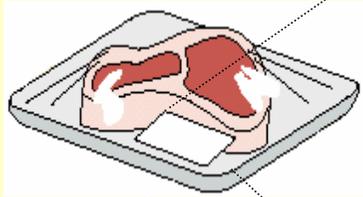
## 情報公表のしくみ

- 牛ごとに、生産情報を正確に記録・保管
- 牛ごとに、生産情報をインターネットなどで公表
- 牛肉に生産情報公表JASマークを付けて販売



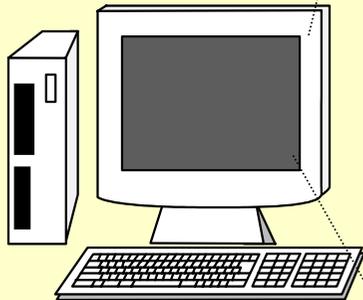
- 消費者は、牛肉に表示される個体識別番号により、インターネットなどで生産情報を入手

# 【生産情報公表牛肉のJAS規格のイメージ】



消費者

アクセス



名称:牛もも肉(生産情報公表牛肉)  
原産地:国産 個体識別番号:○○○○○○○  
内容量:200グラム  
販売者:○○○株式会社  
住所:○県△市□□ ○○×番地  
生産情報の公表の方法:<http://www.???.co.jp>



出生の年月日:○年○月○日  
雌雄の別 :雌  
管理者の氏名:農林太郎  
管理者の住所:○県○市  
管理の開始の年月日:○年○月○日  
牛の飼養のための施設の所在地:○県○市  
飼養の開始の年月日:○年○月○日  
とさつの年月日:○年○月○日  
牛の種別 :黒毛和種  
~略~  
管理者が給餌した飼料の名称:牧草、大豆油かす、  
○○組合飼料・・・  
管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び  
名称:ホルモン剤(卵黄ホルモン)・・・

・生産情報公表  
・記録の管理

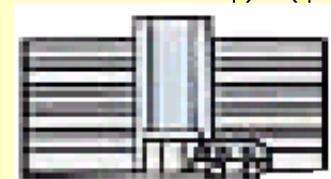


肥育農家等

生産情報

生産情報の  
管理体制を  
認定

認定



登録認定機関

## 生産情報公表牛肉のJAS規格の特徴

### ①意欲のある生産者・販売者が対象

- 牛トレーサビリティ制度は全ての国産牛肉に情報の記録・公表を義務付け

#### 一方

- 生産情報公表のJAS規格は、**意欲のある生産者・販売者が対象**(任意の規格)
- 国が登録した第三者機関(登録認定機関)の認定が必要

## ②公表される生産情報が幅広い

### 牛トレーサビリティ制度による公表情報

- 個体識別番号、出生年月日、雌雄の別、とさつ、年月日、牛の種別、管理者の氏名(任意) など

### 生産情報公表JAS規格では、さらに・・・

- **与えた飼料や動物用医薬品の情報**
- 牛の管理者の氏名(必須)
- 飼養施設の所在地(必須) なども公表

### ③輸入牛肉も対象

- 牛トレーサビリティ制度は国産牛肉のみが対象

一方、

- 生産情報公表のJAS規格は**国産・輸入を問わず、すべての牛肉が対象**

## ④消費者がすぐ分かる仕組み

- 生産情報が公表される牛肉には  
**生産情報公表JASマーク**を表示



- 生産情報が正確に公表されている牛肉  
であることがすぐ分かる
- インターネットなどにアクセスして牛肉の生産  
情報入手できる